

# 4回目接種予約受付事務フロー

令和4年7月28日時点

4回目接種予約に関する標準的な事務フローを作成しましたので、必要に応じてご活用ください。（医療従事者等の範囲については、裏面参照）

4回目接種用の接種券が届いていますか。

はい

3回目接種から5か月が経過する日はいつですか？

○月○日

それ以降の日で、予約をお取りします。（ただし、当日の予診の結果、接種を受けられないことがあります。）

いいえ

住民票は広島市にありますか。

いいえ

住民票所在地の自治体に接種券の発送方法・時期についてお問い合わせください。

はい

年齢は60歳以上ですか。

はい

広島市から接種券が届き次第、再度ご連絡ください。

いいえ

18歳～59歳で、  
①基礎疾患等を有する者（※）、  
②医療従事者等又は  
③高齢者施設等の従事者 ですか。

はい

広島市に接種券の発行申請を行ってください。

いいえ

現時点では、4回目接種の対象ではありません。

NG

申請方法は、広島市ホームページ「ページ番号：275537」で検索してください。なお、インターネットでの検索が困難な場合は、広島県コールセンター（082-513-2847）にお問い合わせください。

## ※ 18歳～59歳で基礎疾患を有する者等への対応

### (1) 基礎疾患を有する者の範囲

#### 1. 以下の病気や状態の方で、通院/入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
11. 染色体異常
12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

#### 2. 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

\* BMI30の目安：身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg。

### (2) その他重症化リスクが高いと医師が認める者

予診医と個別にご相談ください。

（参照）第48回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会  
（令和3年3月18日） 資料

## 医療従事者等（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（8.2版）より）

- **病院、診療所**において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者（注）を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある  
**医師その他の職員** ※ 診療科、職種は限定しない。（歯科も含まれる）
- **薬局**において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある**薬剤師その他の職員**（登録販売者を含む。）
- 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する**救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員**
- 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者

## 高齢者施設等の従事者（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（8.2版）より）

- 介護保険施設（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院）
- 居住系介護サービス（特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護）
- 老人福祉法による施設（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム）
- 高齢者住まい法による住宅（サービス付き高齢者向け住宅）
- 生活保護法による保護施設（救護施設、更生施設、宿所提供施設）
- 障害者総合支援法による障害者支援施設等（障害者支援施設、共同生活援助事業所、重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）、福祉ホーム）
- その他の社会福祉法等による施設（社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）、生活困窮者・ホームレス自立支援センター、生活困窮者一時宿泊施設、原子爆弾被爆者養護ホーム、生活支援ハウス、婦人保護施設、矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）、更生保護施設）
- 居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等  
※ いずれも高齢者等が入所・居住する施設等に限ります。